

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第14号（平成23年11月25日、2回目の認定決定）

## 医療法人圭良会（まんのう町）



認定マーク「くるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、左の認定マークを求人広告、自社の商品、封筒や名刺などにつけることができます。

このマークをつけることにより「次世代育成支援対策に取り組み、社員を大事にする企業」であることを広くアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などを期待することができます。

### 計画期間中の主な取組

- ◇労働者数 225人（うち女性179人）
- ◇計画期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日（第2期）
- ◇業種 医療・福祉

#### [育児休業等]

育児休業は、子が3歳になるまで取得でき、積立年休（失効した年次有給休暇を積み立てたもの）がある職員は、1年間に5日を限度に育児休業を有給とすることができます。また、育児休業後のスムーズな職場復帰や、休業中の能力の維持向上のために、休業中・復帰後に講習を行っています。

#### [院内託児施設：ひまわり託児所]

小学校入学前までの子を預かり、夜間保育も行っていきます。保育料は、第2子は第1子の半額以下、第3子は無料です。

#### [制度を利用しやすい環境づくり]

両立支援推進委員会を設置し、ワーク・ライフ・バランスを考えた職場づくりを推進しています。

#### [年次有給休暇の取得促進]

管理職や職員を対象とする会議において、年次有給休暇の活用の意義など説明し取得促進を行っています。

#### [再雇用制度の導入]

出産や子育てのためやむを得ず退職した職員が、希望すれば復職できる制度を導入しました。

#### [育児休業取得状況]

計画期間中、女性は出産者27人のうち24人が取得し、男性は1人が取得しました。

#### <企業からひとこと>

当法人は**永生病院**をはじめ、他の介護事業所も女性職員が6～7割を占める職場です。ワーク・ライフ・バランスをとり入れ、専門職として生き生きとスキルアップ出来る風土作りを実践し、今回2回目の認定となりました。



ひまわり託児所修了式

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019

高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/>